

相続・遺言の知識

第一章 相 繼

① 相続とは

相続とは、ある人が死亡すると、その人の所有していた財産が法律の規定によって、どのように承継されるかの問題である。死者はもはや財産を所有することができない。そうすると、その財産は誰に、どのように移転するかの問題である。

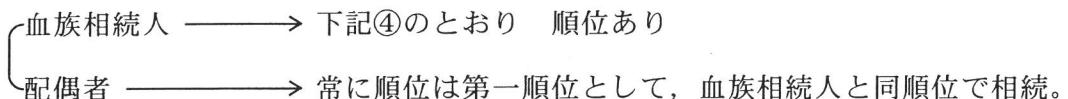
② 相続開始

人の死亡を原因として開始する。失踪宣言も相続開始の原因となる。

死亡の瞬間に相続するのであって、相続登記した時に相続するのではない。

このことが一般に誤解されている。死亡した時に相続が始まっている。所有権は死亡の時に移転されているのである。つまり、人の死亡の時に相続がなされているのである。

③ 被相続人＝死亡者 → 死者が被相続人であり、それを相続するのが相続人。

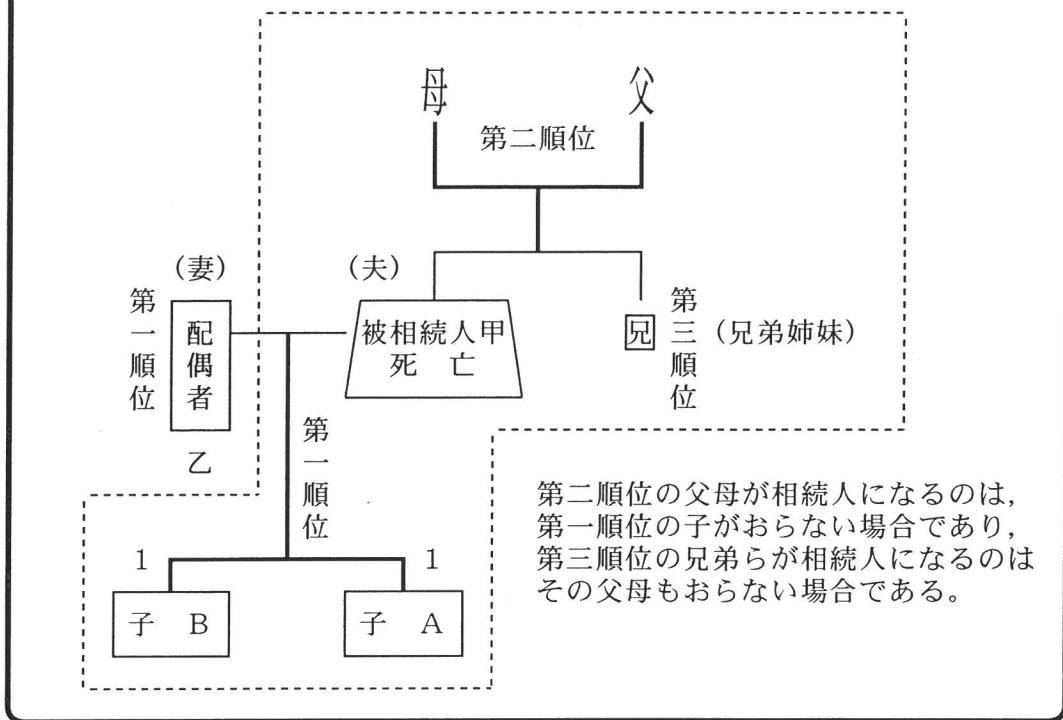
相続人 

④ 相続人の順位（誰が相続人になるか。人の問題）

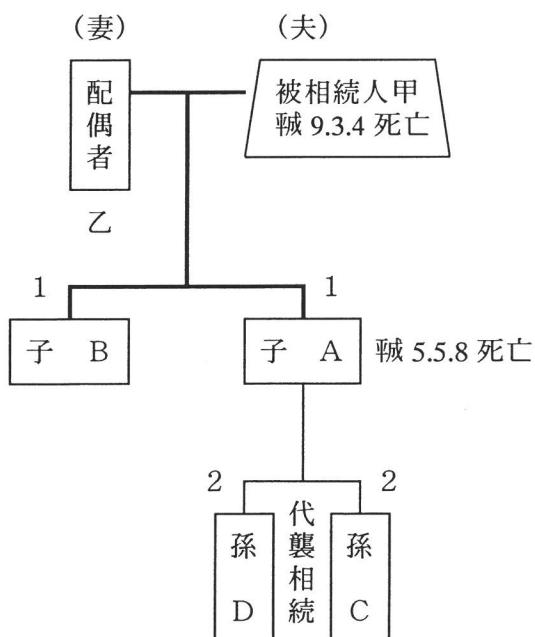
相続人には血族相続人と配偶者相続人とがあり、血族相続人の間では第一順位の相続人は被相続人の子であり、子及び子を代襲するその直系卑属がないときは、第二順位として被相続人の直系尊属、直系尊属がないときは第三順位として被相続人の兄弟姉妹が相続人となる。相続開始の時に、先順位の血族相続人がいるときは、次順位の血族相続人は現実に相続することができない。配偶者は上記に述べた血族相続人とは別個に常に相続人となり、血族相続人と同順位で相続する。この配偶者には内縁の妻又は夫は入らない。

第一図 (一つの例として夫死亡の場合を掲示)

相続人の順位図



⑤ 代襲相続



図の解説

夫甲と妻乙との間に子AとBとがいたが、Aは父甲より先に死亡していた。(Aは甲が死亡した平成9年3月4日より先に平成5年5月8日に死亡していた。)

この場合、C・D(つまり甲の孫)が、その父Aを代襲相続。

以上の例示の説明のように代襲相続とは、相続人となるはずであった被相続人の子が、被相続人の死亡以前に死亡したとき又は相続権を失ったときに、その者の子がその者に代わって相続することをいうのである。

兄弟姉妹が相続人である場合にも、代襲相続が行われる。

⑥ 相続分（誰がどれだけの分量を相続するか。分量の問題）

相続人が数人あるときは共同相続となるので、この共同相続人の相続すべき割合（遺産の総額に対する分数的割合）が相続分である。この相続分は被相続人の意思を優先し、第一に被相続人が遺言で定めるか、又は定めることを第三者に委託した場合にその者により決定される。
（指定相続分）第二に、かのような指定がない場合に民法の規定、即ち法定相続分に従う。

こここのところが重要である。相続というのは、死者が生前遺言書を作つておれば、その遺言のとおりの相続が行われる。その遺言書を作つておらない場合に法定相続が行われる。つまり遺言は法定相続に優先する。

⑦ 法定相続分（民法に定める相続分のこと）

(1) 子と配偶者が共同相続人であるときは、子と配偶者はそれぞれ2分の1である。

子が数人ある時は、実子たると、養子たると、婚姻しているかどうか、氏を同じくする与否と問わず、全員で2分の1を均分する。

(2) 配偶者と直系尊属が共同相続人であるときは、配偶者が、3分の2、直系尊属が3分の1である。直系尊属が数人ある時は、実父母、養父母の別はなく、その相続分は均等である。

(3) 配偶者と兄弟姉妹は共同相続人であるときは、配偶者は4分の3、兄弟姉妹は4分の1である。

(4) 配偶者だけが相続人である場合には単独で遺産全部を相続するので、相続分の問題は生じない。配偶者がなく、子・直系尊属兄弟姉妹のただ一人が相続人である場合も同様である。

(5) 以上の相続人のうち、子および兄弟姉妹の子（甥・姪）までについては、いずれも代襲相続が認められる。

前掲第一図に於いて、兄に相続権が発生していても、死亡していて相続発生時に存在しない場合、その子すなわち被相続人甲の甥、姪が相続人となる。代襲相続人の取得する相続分は、被代襲者（直系尊属）が受けるべきであったものと同じである。

(6) 諸子均分の原則

同一順位の相続分は均等である。つまり長男も末の妹（他家に嫁いだ者）も同一。

父と母とが相続する場合も均分の原則に則り、それぞれ相続分は同一。

⑧ 相続の放棄

相続人は自己のために相続の開始があったことを知った時、三ヶ月以内（これを熟慮期間という）ならば、相続の放棄をすることができる。この期間を過ぎてしまうと相続を承認したものとみなされる。

⑨ 遺産分割

相続人が複数の共同相続の場合には、遺産は相続人らの共同所有になっている。そこで、この共有となっている遺産を各自の相続分にしたがって現実に分割することが必要となる。この手続きが**遺産分割**の手続きである。

遺産分割には遺言による指定分割、当事者による協議分割、家庭裁判による分割の三通りある。

右記は世上よく行われる当事者による協議分割の成立した場合のひな型の一例である。

【不在者財産管理人を含む遺産分割協議書の記載例】

遺産分割協議書

平成10年6月2日被相続人甲の死亡により開始した相続につき、被相続人の遺産を次のとおりに分割することについて合意が成立した。

1. 相続人乙は、次の不動産を相続する。

○○市○○町○丁目5番

宅地 ○m²

2. 相続人Aは、次の不動産を相続する。

○○市○○町○丁目5番地

家屋番号5番

木造瓦葺平家建 居宅

床面積 ○m²

3. 相続人乙およびAは、前記記載の不動産を取得した代償として、相続人Bに対し金200万円を連帶して、Cが指定した株式会社××銀行×支店C名義の普通預金口座No.123宛振り込み支払う。

平成〇年〇月〇日

○○市○○町○丁目〇番地

相続人 乙 ㊞

○○市○○町○丁目〇番地

相続人 A ㊞

○○市○○町○丁目〇番地

不在者 B

○○市○○町○丁目〇番地

不在者財産管理人 C ㊞

〔備考〕 遺産分割協議書には、乙・A・Cの印鑑証明書の印(実印)を押印する。この遺産分割協議に添付する印鑑証明書については、有効期間の定めはない。

(参考) 被相続人の遺産を例えば長男だけの所有に集めようとする場合、前述の⑧放棄、⑨遺産分割等の方法がある。

第二章 遺 言

① 遺言の意義

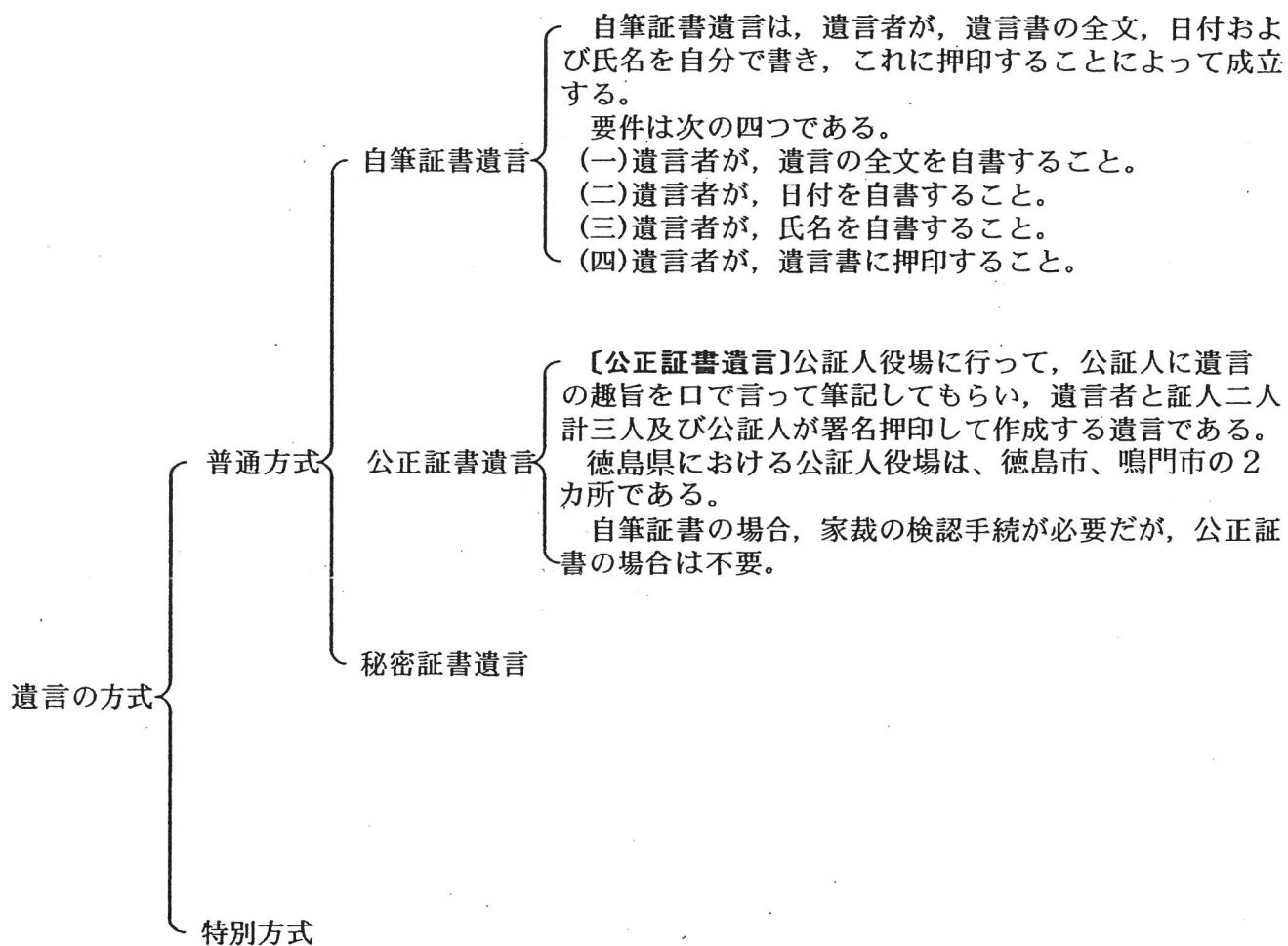
遺言は人の生前における最終の意思に法律的効果を認め、死後にその実現を図る制度である。

遺言は、遺言者が死亡の時からその効力を生ずる。

② 遺言による自由処分

遺言者は、自分の持ち物について遺言する。即ち所有権に基づき処分するのだから、遺言の内容は自由にどのようにでも、自分の思ったとおりに処分できる。ただし、後述の遺留分の制約は受ける。

③ 遺言の方法



自筆証書を入れる封筒の記載例

【自筆証書遺言の例示】

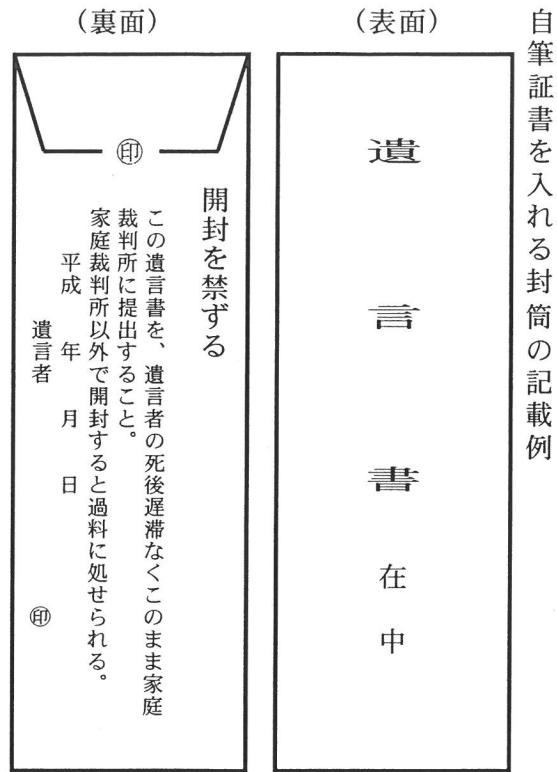
遺 言 書	
※見出しが「遺言」でもよいし、別になくてもよい。	
(例文)	<p><u>遺言者平成太郎は、その所有する不動産全部を妻平成良子に相続させる。長男平成正には、現金式千万円を相続させる。</u></p>
※遺言書の全文(本文・日付・自分の氏名・訂正事項)を遺言者自身が記載する。→代筆・ワープロ・タイプライターはダメ。	
平成 10 年 5 月 6 日 ---	
平 成 太 郎 ㊞	
※氏名はゴム印ではなく自署する。印鑑は認印でもよい。	

- 訂正の仕方 -

① 訂正個所の欄外に、「この行 1 字加 「満 50 歳の誕生日」、「還暦の日」と入」(削除=「この行 1 字削除」としてもよい。

するか、②「この遺言書第 3 行目にしかし、「平成 10 年 5 月」、「平成 10 式の字を 1 字追加」とし、署名をし、年 5 月吉日」は無効である。訂正個所に押印する。

上記下部に傍線を付した個所が遺言書の本文である。実際の遺言書は、傍線を引いてはいけない。必要なもののみを書く。余事記載は無効となる。



い遺いよ示三入管及はに二封
る。書方に何封おて便偽いれ封筒
とが「らかに遺の変かし、遺言書を
一安言書には、遺言書に押遺言書は、
体全で文言、遺言書でい。た封筒に保持
をなす。」と記載しておられることを
ある。本例のと解され
た封筒に保持

④ 遺留分について

⑤ その他遺言に必要な知識について

相続法改正

最近の改正 非嫡出子の相続分 平等になった。 平成25.12.11改正
13.7.1以降の相続に適用

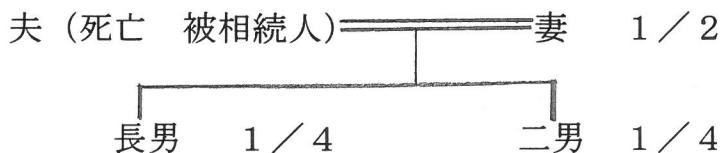
法定相続情報証明書

今回の改正 主眼点 配偶者（法律上の夫婦）の生活の配慮

1 共同相続の場合 902条の2

遺言、遺産分割等により相続分を超える部分を取得
超える部分について第三者に主張するには対抗要件（登記、登録）が必要
根本的な変更 相続登記を放置できない場合がある。

例

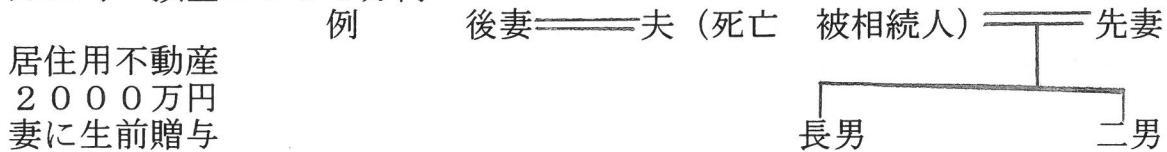


不動産
債権

2 夫婦間（婚姻期間20年以上）の特別受益 903条4項

居住用の土地・建物を生前贈与（遺贈）した
別枠に考える 相続財産と考えない。持ち戻ししない。

死亡時 預金2000万円



3 遺産の一部分割 従来 原則 全部を遺産分割すべき 一部分割 可能 と明文化 家裁にも請求できる。

4 遺産分割前の預貯金の払い戻し 原則 不可分債権 相続人各自が、払い戻せない。

法定相続分の3分の1 仮払い できる。

5 遺言 大改正

自筆証書遺言

① 作成方式 緩和 目録等は自筆でなくても良い 平成32.1.13施行

② 保管方法

法務局で保管 画像処理 遺言書情報証明書 交付

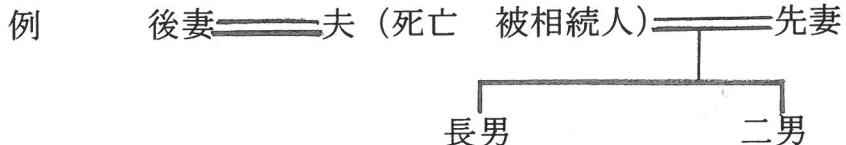
家裁での兼任手続 不要

平成33.7.10施行

6 配偶者居住権

死亡時 預金0円

居住用不動産のみ



配偶者居住権の成立 居住建物を無償で使用、収益する権利

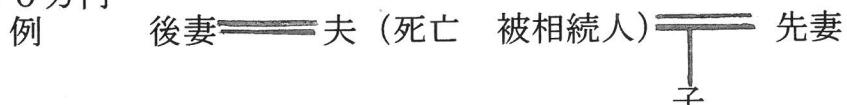
要件 ① 相続開始時 建物に居住していた

② 遺産分割又は遺贈により配偶者居住権を取得

建物の価値を、居住権と所有権に分解する

死亡時 預金2000万円

居住用建物
2000万円



相続分 後妻 配偶者居住権（評価額500万円）
預貯金1500万円

子 建物の所有権（評価額1500万円）
預貯金500万円

期間 居住権を取得した配偶者の死亡まで
登記できる。 第三者に対抗するには登記が必要

7 配偶者短期居住権

配偶者が居住建物を相続により取得しなかった時

配偶者は何時まで無償で居住できるのか

6か月

8 遺留分の算定

生前贈与 10年前までの贈与 含める

9 特別の寄与

例 死亡した長男の嫁

相続権が無い。

無償で、療養看護等労務を提供 遺産の維持、増加に特別の寄与

特別寄与者は相続人に対し、特別寄与料を請求できる。

